

令和7年4月1日

本資料は『神奈川県立保健福祉大学 研究データ管理・公開ポリシー』（以下「本ポリシー」）の前文及び1～5の各項目について、用語の意味や背景等について解説するものである。

#### 【策定の背景と目的】

神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という）は、対象となる「その人」が「その人」らしく生きられるように専門職同士が連携して、誰もが大切にされる社会を目指し、人々とともに幸福を追求していこうとする「ヒューマンサービス」をミッションとし、人材育成、教育、研究活動、地域貢献活動を行っています。

本学は、上記使命を実現し、保健・医療・福祉の向上を目指して研究成果を社会実装させる実践的な研究活動と保健・医療・福祉にイノベーションを起こす研究活動を推進するため、研究データを適切に管理し、公開・利活用することを目的とし、神奈川県立保健福祉大学 研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

統合イノベーション戦略（平成30年6月15日閣議決定）において、今後研究や産業をますます発展させるべくイノベーションを創出するためには、社会インフラとして、オープンサイエンスのためのデータ基盤の構築が必要であるとされており、また、公的資金を活用して実施した研究における成果としての研究データを適切に保存・管理し、広く利活用を促進することで、科学技術の発展はもとより、産業、さらには文化の振興を目指して取り組むことが求められている。また、内閣府の有識者検討会において、2015年に取りまとめられた報告書では、オープンサイエンス推進の目的を「公的研究資金による研究成果として得られた論文や研究データへのアクセスを可能とすることで、研究成果の理解促進と同時に、成果の再利用による新たな発見や、新たな研究概念の創出とイノベーションを加速し、新たな産業の創出、競争力の強化、地球規模での研究の促進、経済成長等への貢献する」としている。

本学は、「ヒューマンサービス」をミッションとし、新たな価値の創造に取り組むにあたり、保健・医療・福祉の向上を目指して研究成果を社会実装させる実践的な研究活動と保健・医療・福祉分野における専門職同士の多職種連携を行い、イノベーショ

ンを起こす研究活動を行っている。

「ヒューマンサービス」は「人を大切にすること」を基本としており、研究データへのアクセスを可能とするオープンサイエンスを推進する流れはこれに基づく研究活動に大きく寄与することとなる。また、研究活動の過程で生み出された研究データが人を傷つけることがないように適切に管理・保存を行った上で、利活用のための公開が必要不可欠となる。

以上の背景から、本学におけるオープンサイエンスの推進と「ヒューマンサービス」のミッションに基づく研究活動を支援し、研究活動の過程で発生した研究データの管理・保存・公開及び利活用の健全性と安全性の確保を図るため、研究データポリシーを策定することとした。

#### 【研究者の定義】

(研究者の定義)

1.本ポリシーにおける「研究者」とは、本学において研究活動を行っている全ての者をいう。

本学との雇用関係がなくとも、本学の研究活動に携わる者全員が、「研究者」に含まれ、次の3段階で研究者を捉える。

- ① 雇用形態に関わらず、本学の教職員である研究者は全て本ポリシーの研究者である。例えば、企業等から受け入れる、本学からは給与等の報酬を受けない者も含む。
- ② 本学の院生は、指導教員の指導を受けるべき研究者であり、指導教員には研究者の責務についても個別に指導すべきものである。
- ③ 学部の学生は、原則として含まれない。例外として、指導教員の判断により学部学生が生成・収集した研究データに対する研究者の責務を指導することも可能である。(卒業研究は、例外を除き本ポリシーの対象に含まれない。)

#### 【研究データの定義】

(研究データの定義)

2. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報をいう。

研究データとは、基本的には、研究過程に収集・生成されるあらゆるデータを指し、データ形式やデータの加工段階などは問わず、以下に例示する。

- ・生データ／一次データ／加工データ／シミュレーションデータ／二次データ／最終データ
- ・デジタルデータ／非デジタルデータ
- ・数値データ／テキスト／マルチメディア／データベース／ソースコード
- ・アクティブデータ／論文の根拠データ／メタデータ／研究データ説明資料／ラボノート／研究助成関連資料／論文等研究関連資料
- ・公的資金を得た生成されたデータ／産学連携等により生成されたデータ／商用データ、機密データ

※「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究データ等管理・保存に関する取扱規程」第2条第3項に定める研究データは一次データのみ定義されている。

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究データ等管理・保存に関する取扱規程

(定義)

第2条 本規程において、用語の定義は次のとおりとする。

(3) 研究データ 大学における研究活動を通じて収集または生成されたデータのことをいい、生データ、実験・観察ノート、アンケート結果、インタビュー記録等の一次情報をいう。

#### 【研究者の責務】

(研究者の責務)

3.研究者は、研究データの管理を行う責務を有するとともに、その法的及び倫理的要件、契約等に従って研究データ管理を実施することに努める。また、自らが管理する研究データについて、その価値や研究分野の特性等を適宜検討しながら、公開等の手段で利活用を促進することに努める。

#### 【大学としての責務】

(大学としての責務)

4.本学は、研究データの管理、保存及び利活用を推進するための環境を整え、支援する。

本学における研究データは人に関するデータが多く、オープンサイエンスを進める

中で、その取扱いには十分にセンシティブでなければならない。このため、こうしたデータを扱う際には、公開データと非公開データを明確に分け、それらの取り扱いについて細心の注意を払い、適切に取り扱う必要がある。

本学の研究者は研究活動中の研究データ管理全般について担当し、本学はポリシー及び関連規程の周知と徹底、インフラ整備と運営、研究データ管理の支援体制提供、研究データ管理に関わるトレーニングと実施促進を担当し、以下に例示する。

#### 【研究者の責務】

- ① 自身の研究活動における、責任ある研究データ管理の保証（研究実施前）
  - 研究室や研究プロジェクトチームにおける責任ある研究データ管理体制の整備と徹底
  - 研究プロジェクトごとの研究データ管理計画（DMP）の策定と、研究活動を通じた同計画の随時更新
  - 研究データ管理に必要なリソース（人員、予算、環境）の確保
- ② 研究データの適切な管理と保存（研究実施中）
  - 研究活動の履歴が確認可能である研究活動期間中の適切な研究データの管理と保存
  - 研究成果の根拠となる研究データの確実な保存
  - 堅実な学術継承のための研究データの保全（特に公的資金を得て取得されたデータ）
  - 機微な研究データの取扱いに関する責任ある対応
  - 異動と離職・退職時の研究データの適切な管理・保存手続きの履行
- ③ 研究データの共有と公開（研究実施後）
  - 研究データの可能な限り最大限の共有と公開
  - 第三者による研究データの利活用が可能な説明情報とメタデータの付加
  - 可能な限りの永久識別子（PID）の付加（研究データの DOI、研究者 ID、研究プロジェクト ID、研究助成機関 ID、研究機関 ID、論文 DOI、分野ごとの ID 等）

#### 【大学の責務】

- ① 学術機関ごとの研究データ管理の導入目的の明確化
- ② 学術機関ごとの研究データ管理の仕組みの検討と構築、運用
- ③ 研究データ管理のためのデジタルプラットフォームの整備と提供
- ④ 機関内外への研究データ管理の仕組みの周知と利用促進

また、研究データの管理・保存・公開及び利活用にあたっては、法令、契約または

本学が定める規程等を遵守する必要がある、本学が定める主な関連規程等は以下のとおりである。

- ・ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関する取扱規程
- ・ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究データ等管理・保存に関する取扱規程
- ・ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における安全保障輸出管理規程
- ・ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究インテグリティの確保に関する規程
- ・ 神奈川県立保健福祉大学情報セキュリティポリシー
- ・ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学個人情報保護規程

(その他)

5. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。